2.00 ＋｛（B － A）／ A － 0.025｝× 34.3 ×β－（α－β）× 34.3 －｛（C － A）／ A － 0.147｝× 8.8 が負数となるときは、それぞれ 0 とする。

α が 3.250 を超えるときは 3.250 とする。

β が 3.250 を超えるときは 3.250 とする。

算式の符号

［略］

B　当該市町村の令和２年人口

C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成 17 年 10 月１日現在における人口

D　令和 8 年改正前の省令第 16 条第 1 項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数

［略］

β　当該市町村の令和 2 年人口に別表第 1(2) に定める数値急減補正の人口段階による補正率 A に定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表の B に

1.96 ＋｛（B － A）／ A － 0.018｝× 35.5 ×β－（α－β）× 35.5 －｛（C － A）／ A － 0.130｝× 8.6 が負数となるときは、それぞれ 0 とする。

α が 3.220 を超えるときは 3.220 とする。

β が 3.220 を超えるときは 3.220 とする。

［0.0 ＋ 0.5 ×｛（C － A）／ C － 0.3｝／ 0.1］が 0.5 を超えるときは 0.5 とし、0.0 を下回るときは 0.0 とする。

算式の符号

［同左］

B　当該市町村の平成 27 年人口

C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成 12 年 10 月１日現在における人口

D　令和 3 年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 76 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和 3 年改正前の省令」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数

［同左］

β　当該市町村の平成 27 年人口に別表第 1(2) に定める数値急減補正の人口段階による補正率 A に定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表の B に